

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	中山農産加工工場管理運営事業	会計名称	一般会計		担当課	農業振興課	
		予算科目	6 款 1 項 6 目	事業番号	2570	所属長名	池内伸至
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)				担当責任者名	新英二	
法令根拠等	伊予市なかやま農畜産物処理加工施設条例、同条例施行規則				実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造 魅力ある農業の振興					【終了】	令和 年度(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし
総合計画における本事業の役割	地域の中で経済循環させ、地域外からの労働・通貨の吸収を行う。			事業の対象	地域産業の振興		
事業の目的	指定管理者の管理の下、地域資源を活用した特産品の開発と農畜産物処理加工事業の推進を図り、地域振興に寄与することを目的とする。			昨年度の課題	地元及び利用者の意見やニーズを掌握し、存続について協議を進めること。		
事業の内容 (整備内容)	加工場の運営および維持管理業務、加工場の利用許可業務、地域資源を活用した特産品の開発			昨年度の課題に対する具体的な改善策	新たに指定管理の基本協定を締結したうえで、期間満了時における公の施設の廃止に向け調整する。		

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳 (千円)							事業活動の実績 (活動指標)					
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
直接事業費	2,367	1,417	0	0	0	1,146	施設利用回数	回	821	821	513	937
財源内訳												
国庫支出金	0	0	0	0	0	0						
県支出金	0	0	0	0	0	0						
地方債	0	0	0	0	0	0	施設利用人数	人	1737	1737	887	1883
その他	42	30	0	0	0	35						
一般財源	2,325	1,387	0	0	0	1,111						
職員の人工(にんく)数	0.2	0.15				0						
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794						
※ 直接事業費+人件費	3,935	2,586				1,146						
主な実施主体	伊予市		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)		指定管理							
向こう5年間の直接事業費の推移 (千円)					5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計		
					1,417	1,417	1,347	1,347	1,347	6,875		
成果指標	指標	当該年度の利用回数/前年度の利用回数×100			単位	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標 毎年度		
					%	目標	100以上	100以上	100以上	100以上		
	指標設定の考え方	当該年度の利用回数と前年度の利用回数を比較することで事業効果を測定する。			⇒	実績	91	108				
指標で表せない効果	地域産農畜産物の加工、販売及び商品開発の実施により農畜産の振興に寄与する事業であり、地域振興を図る上で事業効果が認められる。											

事務事業評価 (CHECK)

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		本協定期間満了時には、引渡し又は処分等公の施設の廃止に向けた調整を行う。							
事業	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	B	事業成果・工夫した点 本年度新たに基本協定を締結したことから、引き続き農畜産物加工事業の推進を図る。なお、コロナ感染症対策にあつては組合内の意識統一により、徹底した対策に努めた。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3				
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3				
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進につなげていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3				
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D				
		コスト効率	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3					
		市民 (受益者) 負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。	3					
	業	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D		事業の苦労した点・課題 施設の利用状況についてはいじしているものの、地域による差が大きく、将来の組合等による直営を目指す場合は、利用の拡大を図る必要がある。
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3			
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3			
有効性			事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進につなげていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3				
効率性		手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D				
		コスト効率	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3					
		市民 (受益者) 負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。	3					
評価		一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	事業の方向性 本事業は、令和4年度から5過年度間、地元管理組合と指定管理契約を締結しており、今期の指定管理期間中は継続する必要がある。	
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3			
評価		一次判定 (所属長)	有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	所属長の課題認識 本事業は、施設の耐用年数を鑑みながら加工組合等からの意見を聞き取り、個別に運用方針を決定する必要がある。全般的に利用者の高齢化が著しいが、施設によっては存続を臨む声の高い組合もあることから、今期の指定管理期間中に方針決定を行うことが必要であると考えられる。	
	成果向上の可能性			5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	3				